

Title	中世の神社体制と宗廟宇佐宮
Author(s)	田村, 正孝
Citation	
Issue Date	
Text Version	none
URL	<a href="http://hdl.handle.net/11094/49433">http://hdl.handle.net/11094/49433</a>
DOI	
rights	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

【3】

氏名	たむら まさ たか 田村正孝
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第 22426 号
学位授与年月日	平成20年9月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	中世の神社体制と宗廟宇佐宮
論文審査委員	(主査) 教授 平 雅行 (副査) 教授 梅村 喬 教授 村田 路人

論文内容の要旨

本論文は、宇佐宮を中心的素材として、中世の神社体制とその変容過程を明らかにしよ

うとしたものである。5章に序章・結語とから成り、枚数は453枚(400字詰め換算)である。

序章では中世神社史の研究史を振り返った。そして、伊勢・石清水・宇佐宮は二十二社・一宮の範疇に収まらない神社であり、「宗廟制」の検討が必要であると述べる。

第1章では宗廟制の成立過程を検討し、①日本古代には宗廟制は存在せず、「宗廟」の語は特定の神社を指さなかったが、11世紀より朝廷は宇佐宮・伊勢神宮・石清水宮の三宮を宗廟として特別に尊崇するようになった、②宗廟の焼亡は廃朝五日、宗廟への違乱は大逆罪とされ、宇佐の造営は九州一円に、伊勢の造営は九州以外の全国に設定するなどの特別措置を講じられており、院政時代に宗廟制が整えられた、と論じている。

第2章では宗廟宇佐宮の変容過程を検討した。そして、①中世の宇佐宮は宗廟と豊前一宮との二つの性格をもっていたが、南北朝内乱期に朝廷と宇佐宮との関係が断絶して宗廟としての性格を失った、②宇佐宮は大内氏への依存を強める一方、造営も祭祀も豊前一国で担われる豊前一宮に収斂していった、と指摘している。

第3章では、応永25年(1418)からの宇佐再興事業を検討し、①幕府の協力により、九州一円に造営役が賦課されたが、これは一回限りのものであった、②東国での上杉禅秀の乱に衝撃をうけた室町幕府は、宇佐宮の造営によって九州の統合を企図した、③守護大内盛見は幕府内での地位回復のために宇佐宮の再興を推進した、と述べている。

第4章では、中世和泉国をとりあげ、一宮大鳥社を頂点とする神社体制から、中世後期には和泉五社・惣社による神祇秩序へと変化した、と論じている。第5章では中世後期における信濃一宮をとりあげた。そして、①中世後期の信濃では政治的統合はほとんど実現されなかったが、諏訪社の頭役祭祀と造営役は信濃全体で負担していた、②分立する地域権力は諏訪社の頭役祭祀を積極的に担うことによって、自らが地域公権であることを内外にアピールしようとした、③甲斐武田氏による信濃侵攻(1542年)によって諏訪社祭祀や造営役の負担は武田領国に限定されるようになり、諏訪社の一国統合機能は崩壊していった、と述べている。結語では本稿を概括している。

論文審査の結果の要旨

本論文の第一の成果は、中世の神社体制の中核に宗廟制があることを明らかにし、その成立過程を解明したことである。これまで中世の神社体制は二十二社・一宮制で捉えられてきた。しかし伊勢・石清水・宇佐の3社はその範疇には収まりきらない特殊性がある。本論文はその点に着目し、中世の神社体制の中核に宗廟制があったことを発見した。これまでも宗廟に着目した研究はあったが、思想史のアプローチに片寄り、それを制度として

十分捉えることができていなかった。それに対し申請者は、宗廟制が 11 世紀初頭の宇佐宮の焼亡を契機に創始されたことを明らかにするとともに、幅広い観点から、院政時代に宗廟の特権が制度化されてゆく歴史過程を具体的に明らかにした。これは中世神社史研究への大きな貢献である。

第二の成果は、宇佐宮・諏訪社等の性格変化を解明したことである。宗廟と豊前一宮という二つの性格を併せ持っていた宇佐宮が、南北朝内乱のなかで宗廟としての地位を失って豊前一宮に収斂していったこと、あるいは地域社会の分裂のなかで一国統合の機能をはたしていた諏訪社は、武田氏の信濃侵攻と諏訪と武田の一体化によって統合機能を崩壊させたことを本論文は明らかにした。これらは中世後期の一宮研究や地域史研究に寄与する貴重な成果である。

とはいえ、本論文にも問題がないわけではない。宗廟制の裏付けや、南北朝期の宇佐宮についてはなお補強・検討が必要であるし、和泉の神社秩序の変容論も十全ではなく、文章表現にも改善の余地がある。しかし申請者が若手研究者であることを鑑みれば、本論文の達成をもとに、今後、自らの構想をさらに深めてゆくことが期待される。本論文はその基礎となる価値を十分に有している。

よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。